

**第六十八条の三十六** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「倉庫用建物等」といふ。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合は、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 254 省略

### （特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

**第六十八条の四十** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受け

## 254 同上

### （特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

**第六十八条の四十** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る

たものを含む。) につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第十二条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

## 257 省略

### (特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第六十八条の四十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

## 一 省略

二 第六十八条の十から第六十八条の十二まで、第六十八条の十四から第六十八条の二十一まで、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定

## 三・四 省略

## 2 省略

### (海外投資等損失準備金)

第六十八条の四十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。)が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間(以下この項及び第八項において「指定期間」という。)内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人(当該連結親法人による連結完全支配関係にある政令で定める連結子法人を除く。以下この条において「特定法人」という。)の当該各号の中欄に掲げる株式等(以下この条において「特定株式等」という。)の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続ぎ有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。)の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額(当該連結事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額し

当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

## 257 同上

### (特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第六十八条の四十二 同上

二 第六十八条の十から第六十八条の十二まで、第六十八条の十四から第六十八条の二十七又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定

## 三・四 同上

## 2 同上

### (海外投資等損失準備金)

第六十八条の四十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。)が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(以下この項及び第八項において「指定期間」という。)内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人(当該連結親法人による連結完全支配関係にある政令で定める連結子法人を除く。以下この条において「特定法人」という。)の当該各号の中欄に掲げる株式等(以下この条において「特定株式等」という。)の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続ぎ有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。)の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額(当該連結事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額し

た金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	株 式 等	割 合
一 ～ 四 省 略	省 略	省 略

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一  
～  
五  
省  
略

六 新増資資源株式等 次に掲げる株式(出資を含む。以下この条において「株式等」という。)又は債権のうちその払込み又は取得をすることが資源(第五十五条第二項第一号に規定する資源をいう。以下この号及び次号において同じ。)の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

イ  
～  
ハ  
省  
略

3  
～  
22  
省  
略

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第六十八条の四十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの期間(第六項において「指定期間」という。)内の日を含む各連結事業年度において、第五十五条の五第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき当該連結事業年度において同法第七条第一項及び

法 人	株 式 等	割 合
一 ～ 四 同 上	同 上	同 上

2 同 上

一  
～  
五  
同  
上

六 新増資資源株式等 次に掲げる株式(出資を含む。以下この条において「株式等」という。)又は債権のうちその払込み又は取得をすることが資源(第五十五条第二項第一号に規定する資源をいう。以下この号及び次号において同じ。)の探鉱又は開発(同項第一号に規定する開発をいう。次号において同じ。)を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

イ  
～  
ハ  
同  
上

3  
～  
22  
同  
上

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第六十八条の四十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間(第六項において「指定期間」という。)内の日を含む各連結事業年度において、第五十五条の五第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。)又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき当該連結事業年度において同法第七条第一項及び

第一項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 252 省略

第六十八条の四十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の七第一項に規定する許可を受けたものが、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、同条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該連結事業年度において同項に規定する維持管理積立金（次項及び第三項において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 255 省略

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該連結事業年度開始の

第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 252 同上

第六十八条の四十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の七第一項に規定する許可を受けたものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、同条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該連結事業年度において同項に規定する維持管理積立金（次項及び第三項において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 255 同上

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により環境事業団に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該連結事業年度開始の

連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7512 省 略

#### （特定都市鉄道整備準備金）

第六十八条の四十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、適用事業年度において、第五十六条第一項に規定する整備事業計画（以下この条において「整備事業計画」という。）に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事（以下この条において「特定都市鉄道工事」という。）に係る同項に規定する工事費（以下この項及び第十項において「工事費」という。）の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいかずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立をした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同条第二項に規定する指定法人に当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該連結事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額（同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の第五十六条第一項第一号に規定する鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部の移転（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。）を受けた日を含む連結事業年度にあつては、第六項第二号に定める金額に相当する金額を含む。）

二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額の十分の四に

時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第一項及び第二項（これらの規定により同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7512 同 上

#### （特定都市鉄道整備準備金）

第六十八条の四十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、第五十六条第一項に規定する整備事業計画（以下この条において「整備事業計画」という。）に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事（以下この条において「特定都市鉄道工事」という。）に係る同項に規定する工事費（以下この項及び第九項において「工事費」という。）の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいかずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立をした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同条第二項に規定する指定法人に当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該連結事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額（同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の第五十六条第一項に規定する鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部の移転（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。）を受けた日を含む連結事業年度にあつては、第五項第二号に定める金額に相当する金額を含む。）

二 当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額の二分の一に

相当する金額（第三項において「累積限度額」という。）から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立ててある当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「単体特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各連結事業年度をいう。

3 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額が当該整備事業計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いずれ

相当する金額（次項において「累積限度額」という。）から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び第三項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立ててある当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「単体特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに次項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額が当該整備事業計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いずれ

か早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該いづれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いづれか早い日を含む事業年度の翌事業年度（当該翌事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いづれか早い日を含む連結事業年度開始の日（当該翌事業年度終了日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項の規定により益金の額に算入することとされる金額（当該いづれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第五項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）の合計額を除く。）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

## 一・二 省 略

5|省 略

7|第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8|省 略

10|連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する認定事業者であるものが、同項に規定する適用事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に同項各号の規定により計算される金額のうちいづれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11|省 略

12|第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一

か早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該いづれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いづれか早い日を含む事業年度の翌事業年度（当該翌事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いづれか早い日を含む連結事業年度開始の日（当該翌事業年度終了日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項の規定により益金の額に算入することとされる金額（当該いづれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第四項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）の合計額を除く。）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

## 一・二 同 上

6|5|4|同 上

7|第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8|7|同 上

9|8|7|同 上

10|連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する認定事業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に同項各号の規定により計算される金額のうちいづれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11|同 上

12|第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一

項の特定都市鉄道整備準備金を含む。) を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併による。)により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条第十三項」において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条第十三項」において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第四項中」と読み替えるものとする。

13 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格分割(適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額)とみなす。

14 第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十六条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項中」と読み替えるものとする。

15 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出

項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併による。)により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条第十二項」において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条第十二項」において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

12 第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格分割(適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額)とみなす。

13 第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十六条第十三項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六条第十三項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

14 第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出

資法人に鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日ににおいて有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

16| 第六十八条の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てて連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十六条第十六項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十六条第十六項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第四項中」と読み替えるものとする。

17| 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てて連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

18| 第六十八条の四十三第十九項及び第二十項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てて連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第四項中」と読み替えるものとする。

19| 第一項、第三項から第六項まで及び第十項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定す

資法人に鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日ににおいて有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

15| 第六十八条の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てて連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

16| 第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てて連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

17| 第六十八条の四十三第十九項及び第二十項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てて連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第三項中」と読み替えるものとする。

18| 第一項から第五項まで及び第九項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所

る個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (ガス熱量変更準備金)

##### 第六十八条の四十九 省略

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出（同条第二項の規定による届出を含む。）に係るガスの供給計画（政令で定めるものに限る。）に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日（第五十六条の三第二項に規定する熱量変更完了予定日（以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。）前五年以内に終了する連結事業年度のうち政令で定める連結事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度までの各連結事業年度をいう。

##### 3 10 省略

#### (探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第六十八条の六十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で鉱業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

##### 一・二 省略

2 前項に規定する連結親法人又はその連結子法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間（以下この項及び第十四条において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法

#### (ガス熱量変更準備金)

##### 第六十八条の四十九 同上

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出（同条第二項の規定による届出を含む。）に係るガスの供給計画（政令で定めるものに限る。）に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日（第五十六条の三第二項に規定する熱量変更完了予定日（以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。）前五年以内に終了する連結事業年度のうち政令で定める連結事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度までの各連結事業年度をいう。

##### 3 10 同上

#### (探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第六十八条の六十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で鉱業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

##### 一・二 同上

2 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（以下この項及び第十四条において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法

得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものとむ。）の販売による当該連結事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたときには、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

### 3515 省略

#### （使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十八条の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

### 257 省略

#### （土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各

法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものとむ。）の販売による当該連結事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたときには、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

### 3515 同上

#### （使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十八条の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

### 257 同上

#### （土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各

連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第一項並び第十二項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

## 2・3 省略

4 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

5 前項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときについて準用する。この場合において、前項中「第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

## 6 省略

7 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号の建設を行うこれららの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第十号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければ

連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十五第一項並び第十二項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百九第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

## 2・3 同上

4 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

5 前項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときについて準用する。この場合において、前項中「第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

## 6 同上

7 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号の建設を行うこれららの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければ

ならない。

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡について、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 5 12 省略

13 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等

ならない。

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 5 12 同上

13 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等

に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

## 2 省略

第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

## 一 省略

二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行なうために直接必要であると認められるもの（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く。）

## 三 十 省略

7 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については適用しない。

### （収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十八条の七十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十八条の七十二第三項及び第六十八条の七十三において同じ。）で第六十四条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十八条の七十二第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買取又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む連結事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産を含む連結事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資

所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

## 3 同上

## 一 同上

二 都市基盤整備公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行なうことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く。）

## 三 十 同上

7 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については適用しない。

### （収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十八条の七十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十八条の七十二第三項及び第六十八条の七十三において同じ。）で第六十四条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十八条の七十二第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買取、買入れ又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む連結事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産を含む連結事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資

のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（第六十八条の七十二までにおいて「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。第六十八条の七十二までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、当該連結事業年度終了の時ににおいて、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第十項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 2511 省略

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

## 第六十八条の七十二 省略

## 256 省略

7 第一項（第六十五条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分につき都市再開発法第百四条第一項若しくは第二百一十八条の二十四（同法第二百一十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の施設建築物の一部（同号の施設建築物に関する権利を含む。）若しくは建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）を取得したとき若しくは当該建築施設の部分につき同法第二百一十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第二百一十八条の十二第一項又は第二百一十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）は、その受けることとなつた日又

産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（第六十八条の七十二までにおいて「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。第六十八条の七十二までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、当該連結事業年度終了の時ににおいて、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第十項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 2511 同上

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

## 第六十八条の七十二 同上

## 256 同上

7 第一項（第六十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分につき都市再開発法第百四条第一項若しくは第二百一十八条の二十四（同法第二百一十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の施設建築物の一部（同号の施設建築物に関する権利を含む。）若しくは建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）を取得したとき若しくは当該建築施設の部分につき同法第二百一十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第二百一十八条の十二第一項又は第二百一十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）は、その受けることとなつた日又

は取得した日若しくは譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第百十八条の十二第一項若しくは第百十八条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日において、第六十五条第七項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

8 第一項（第六十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「防災変換清算金」という。）の交付を受けたこととなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部（同号の防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、第六十五条第八項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

11|10|9|省略

12 第四項、第六項及び前二項に定めるもののほか、第六十五条第一項第六号に規定する権利交換の時ににおいて当該権利交換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の第一項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算、同項又は第五項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項、第三項、第五項及び第七項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項第一号若しくは第二号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第

は取得した日若しくは譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第百十八条の十二第一項若しくは第百十八条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日において、第六十五条第七項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

11|10|9|同上

11 第四項、第六項及び前二項に定めるもののほか、第六十五条第一項第六号に規定する権利交換の時ににおいて当該権利交換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の第一項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算、同項又は第五項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項第一号から第三号までに規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第

六十八条の七十第二項の規定により第六十四条第二項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び前条第七項に規定する譲受け希望の申出の撤回があつたときにおいて、同項の規定により第六十五条第一項第四号に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が収用等又は換地処分等（以下この条において「収用換地等」という。）により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲渡した資産の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産（第六十五条第一項第三号から第六号までに掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産については、第六十五条の二第一項に規定する政令で定める部分を除く。次項及び第七項において同じ。）のいづれについても第六十八条の七十から前条までの規定の適用を受けないとときは、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項、次項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十五条第一項第三号から第五号までに規定するものがこれらの規定定に該当することとなつた場合（前条第七項の規定により第六十五条第一項第四号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合及び前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が、第六十五条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等を取得し、当該補償金等の額が当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額

六十八条の七十第二項の規定により第六十四条第二項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び前条第七項に規定する譲受け希望の申出の撤回があつたときにおいて、同項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が収用等又は換地処分等（以下この条において「収用換地等」という。）により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（変換清算金を含む。）（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額を当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定める金額を当該収用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産（第六十五条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産については、第六十五条の二第一項に規定する政令で定める部分を除く。次項及び第七項において同じ。）のいづれについても第六十八条の七十から前条までの規定の適用を受けないとときは、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により譲渡した資産については、第六十五条の二第一項に規定する政令で定める部分を除く。次項及び第七項において同じ。）のいづれについても第六十五条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する資産で第六十五条第一項第四号又は第五号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（前条第七項の規定により同号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が、第六十五条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等を取得し、当該補償金等の額が当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額

する換地処分等により資産とともに補償金等を取得し、当該補償金等の額が当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のいづれについても第六十八条の七十から前条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における收用換地等により計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

### 3510 省略

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）  
第六十八条の七十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が第六十五条の三第一項各号に掲げる場合（第六十八条の七十第一項（第六十四条第一項第二号、第三号の四又は第三号の五に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における收用換地等により計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

### 3510 同上

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）  
第六十八条の七十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が第六十五条の三第一項各号に掲げる場合（第六十八条の七十第一項（第六十四条第一項第二号、第三号の三又は第三号の四に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における收用換地等により計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

ける譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の三第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の三第一項第一号から第二号の二までの買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

第六十八条の七十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等が第六十五条の四第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二までの規定の適用を受け

#### 457 省略

#### 457 同上

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）  
第六十八条の七十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等が第六十五条の四第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二までの規定の適用を受けない

譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の三第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の三第一項第一号又は第二号の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の三第一項第一号又は第二号の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

ないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいすれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで又は第二十三号の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで又は第二十三号の買取りに係るもの用に供するために、これらの買取りが次各号に掲げる法人に該当する連結法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

（一）同 上

#### 4・5 省略

##### （農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が第六十五条の五第一項各号に掲げる場合（前条第一項（第六十五条の四第一項第一号又は第二十五号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に

ときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいすれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで又は第二十三号の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで又は第二十三号の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

（一）同 上

##### （農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第六十八条の七十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が第六十五条の五第一項各号に掲げる場合（前条第一項（第六十五条の四第一項第一号又は第二十六号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に